

## 水質汚濁に係る環境基準について付表6のシマジン及びチオベンカルブの測定方法の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

令和4年11月25日（金）から令和4年12月26日（月）にかけて「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）付表6のシマジン及びチオベンカルブの測定方法の改正案」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施期間等

- ・意見募集期間：令和4年11月25日（金）～令和4年12月26日（月）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）への掲載
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」又は郵送

### 2. 御意見の件数

7件

### 3. 御意見及びそれに対する考え方

別紙のとおり

## 御意見及びそれに対する考え方

No	御意見の概要	同旨意見 件数	御意見に対する考え方
1	<p>シマジン、チオベンカルブについては、水道水の水質管理目標設定項目の検査方法の別添 20 の 2 により液体クロマトグラフ質量分析法での測定が可能なものとなっている。ヘリウムガス不足の対策として、キャリアガスに水素ガスを追加することはよいことと思うが、そもそもヘリウムガスを使用しない別の方法を追加することも検討していただきたい。</p> <p>同じく液体クロマトグラフ質量分析法により測定が可能なチウラムと合わせた方法になると、これら 3 物質についてまとめて測定が可能になることから、チウラム、シマジン、チオベンカルブの測定方法として固相抽出・液体クロマトグラフ吸光光度法もしくは質量分析法を検討していただきたい。</p>	1	御意見の内容を含め、公定法の改善及び見直しにつきましても、有識者等の意見を伺いながら引き続き検討を進めてまいります。
2	<p>ベンゼン等の揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）に係る測定方法のうち、「ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析法」（日本産業規格 K 0125 の 5.2）では、既に水素をキャリアガスとして使用した VOC 分析の試験を行い、良好な再現性及び検出感度を得た旨公表している分析機器メーカーもある。VOC の測定の際、キャリアガスに水素を用いることは十分可能と考えられるが、今後 VOC に係る測定方法の改正を予定しているのか。今後の見通しも併せて御教示ください。</p>	1	今回の改正対象は水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の付表 6 です。御意見を頂きました VOC に係る測定方法の改正に関しましては、有識者等の意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいります。

3	<p>一般的に「ガスクロマトグラフ質量分析法」と言う表現が浸透している中、どうして「水質汚濁に係る環境基準について 付表6」だけ、「ガスクロマトグラフィー質量分析法」という表現に変更するのか。</p>	1	<p>ガスクロマトグラフ質量分析計を用いる分析法を表す用語として、日本産業規格（「JIS K 0123 (2018) : ガスクロマトグラフィー質量分析通則」、 「JIS K 0214 (2013) : 分析化学用語（クロマトグラフィー部門）」及び「JIS K 0215 (2014) : 分析化学用語（分析機器部門）」）においては「ガスクロマトグラフィー質量分析法」が用いられていることも踏まえ、「ガスクロマトグラフィー質量分析法」という表現に変更することとしました。</p>
4	<p>ヘリウムと水素の線速度が同じ範囲(cm/sec)となっているが、ヘリウムと水素では性状が異なるため、同じ規格要求事項では適切でないと思定される。水素の場合、線速度は70cm/sec近傍、もしくは20m×0.18mm、30m×0.25mmのキャピラリーカラムと組み合わせた場合60～67cm/secとなると思われるため、線速度の範囲を変更するか、線速度を装置の性能要求事項とするなどの対応が必要と考える。</p>	2	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>2 器具及び装置</p> <p>(7) ガスクロマトグラフ質量分析計</p> <p>(c) キャリヤーガス ヘリウム (99.9999vol%以上) 又は水素 (99.9999vol%以上) (注1)</p> <p>(d) <u>キャリヤーガス制御部</u> <u>内径0.1～約0.7mmのカラムに対して線速度を毎秒20～70cmに保つことができるもの</u></p>

5	<p>測定法の改正案には異論はないが、本来のヘリウムガス以外だと感度不足の懸念があり、水素ガスへの転換には、安全対策に加えて防爆対応機器への更新の問題も出てくる。公的機関としての安定的なデータを蓄積するためにも、環境省においては、経済産業省と協力して地方の環境研究機関へヘリウムガスが安定的に供給されるよう、具体的な対策を行うことを希望する。</p>	1	<p>ヘリウム供給不足に係る対応の留意事項につきましては、令和4年5月31日付の事務連絡にて関係都道府県・政令市宛てにお知らせしたところです。引き続き、今後のヘリウムガスの需給バランスに注視しつつ、有識者等の意見も伺いながら、公定法の改善及び見直しの検討を進めてまいります。</p>
6	<p>ガスクロマトグラフ質量分析法において、窒素キャリアガスは追加されないのか。水素ガスは安全性の面から容易に導入できない分析機関も多いと考えられるが、窒素ガスは爆発の危険性がなく、多くの分析機関で導入が可能である。窒素キャリアガスは現行の告示におけるガスクロマトグラフ法で使用できるが、ガスクロマトグラフ質量分析法でも使用できるよう希望する。</p>	1	<p>公定法の改善及び見直しにつきましては、有識者等の意見を伺いながら引き続き検討を進めてまいります。</p>